

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年7月19日

2. 回答を行った年月日

令和3年8月17日

3. 新事業活動に係る事業の概要

事業者は、サービス利用者たる会員との間で、事業者が保有する全拠点に関する包括的な賃貸借契約を締結し、会員から月額の会員費用を徴収した上で、会員が事業者の保有する各施設のベッド又は個室を確保し、滞在できるようにする事業を検討している。

会員は、個室の床・壁・家具の清掃を適宜行うほか、寝具や備品の交換作業を実施する。一方で、各施設は、管理者（事業者に限らず、業務委託等の契約関係にある者）が管理を行う。

4. 確認の求めの内容

- (1) 本事業が、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する「旅館業」に該当しないことを確認したい。
- (2) 本事業が、法第8条に規定する営業停止命令の対象とならないことを確認したい。
- (3) 本事業が、法第10条第1号に規定する罰則の対象とならないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

- (1) 法第2条において、旅館業とは「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」とされているが、旅館業に該当するか否かについては、①宿泊料を徴収していること、②社会性があること、③継続反復性があること及び④生活の本拠でないと考えられることの4項目を踏まえ、総合的に判断されることとなる。

①について、宿泊料の徴収とは、宿泊に関し、名称の如何を問わず、宿泊の対価に当たるものを徴収することをいうが、本事業では、宿泊の対価として費用を徴収していることを否定できない。また、②及び③について、本事業は、多数の会員に対し継続して事業を提供するものとされている。さらに、④については、個別の事案に即し、総合的な判断が必要であるが、本事業では、同じ部屋の連続使用日数が最長で21日までとされているところ、生活の本拠を有することが明らかではない。

以上から、本事業は旅館業に該当するものと考えられる。

- (2) 本事業は、法第8条の営業停止命令の対象となりうる。
- (3) 本事業は、法第10条第1号の罰則の対象となりうる。

(記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。